

いまあらためて平和憲法の実現を訴える決議

1、引き続き改憲策動と自衛隊海外派兵の既成事実化

私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、2005年6月、第36回定時総会(北海道)において「平和憲法の擁護を訴える決議」を、翌2006年6月、第37回定時総会(広島)において「あらためて平和憲法の擁護を訴える決議」を採択した。それらの中で、私たちは、日本国憲法は、国民の平和的生存権を尊重し、武力によらない安全保障をめざす画期的かつ先進的な内容であることを確認し、この平和憲法の改悪をめざす動きに断固反対することを宣言した。

しかし、その後も、平和憲法を脅かす政府与党の策動が続いている。

2006年12月、安倍内閣は、教育基本法の改悪を強行した。「わが国と郷土を愛する」ことなど数多くの「徳目」が掲げられ、国家が求める国民のあるべき「態度」が定められた。同法の下、教育の現場では、教育を「児童生徒の人格の完成」から「児童生徒に対し国家が求める態度を注入すること」に変質させる動きが広がっている。教師と児童生徒の人格的接触の中で人格の完成をめざし、児童生徒の個々人の成長を促すという教育の本質が失われる危機が進行している。

2007年5月に、安倍内閣は、国民の慎重審議を求める声を無視し、改憲の手続きを定める国民投票法を強行採決により成立させた。

同法は、最低投票率や絶対得票率の定めがないこと、公務員・教育者の運動規制がなされていること、国民投票広報協議会や憲法審査会の権限内容、有料広告の問題など重大な問題点をもっている。憲法改正案について国民に十分な議論や運動をさせることなく、改憲を押しつけようとする、きわめて非民主的な手続法である。

2008年1月、福田内閣は、参議院で否決され、世論調査でも批判が大きかったテロ特措法案を、衆議院本会議での再議決強行により成立させた。

同法が定める海上支援活動は、米軍のアフガニスタン攻撃を給油活動などによって支援するものであり、憲法9条2項が禁ずる「武力の行使」にあたることは明らかである。政府与党は、憲法違反の給油活動を対米公約であるとして現在も継続している。自衛隊は、米軍とともに他国に戦争を仕掛ける軍隊に変質しつつある。

2009年6月、麻生内閣は、自身への攻撃がない状況下での相手への攻撃に道を開く危害

射撃を認める海賊対処法を衆議院での再議決により成立させた。「海賊対処」を名目に、「武力の行使」「武力による威嚇」を禁止する憲法9条を空洞化させるきわめて危険な法律である。同法成立に先行して自衛隊がアデン湾に展開しており、海外派兵の既成事実化がまた大きく一步進んでいる。

国民投票法成立後も、改憲に反対する世論の前に、2年間にわたり憲法審査会を始動させる規定が定められない状況が続いていた。しかし、自民・公明両党は、2009年6月、衆議院において憲法審査会規定の採決を強行した。

これは、2010年5月に施行が予定されている国民投票法を具体化し、国民世論を無視して改憲手続きを推し進めるものである。

2、日本国憲法の価値と、平和を願う人々の力

このように、日本国憲法の掲げる平和主義・民主主義・基本的人権の尊重という諸原理が、歴代の内閣によって蔑ろにされ、憲法規定に反する既成事実の積み重ねが進められている。私たちは、このようななし崩しの憲法改悪に断固抗議する。

一方で、2008年3月、名古屋高裁において、イラク派兵が憲法9条2項に違反することを認める画期的な判決が出された。さらに、2009年4月、岡山地裁において、平和的生存権が憲法上の権利であることは「すでにほぼ異論を見ないところ」であり、憲法が全世界の国民に「平和のうちに生存する権利」を保障していることを認める判決がだされた。これらの判決は、日本国憲法のもつ先駆的な内容と、かけがえのない価値を確認したものであり大きな価値をもつものである。

東京大空襲訴訟や原爆症訴訟、各種の戦後補償訴訟など、過去の戦争責任の風化を許さないためのたたかいも進んでいる。特に原爆症訴訟では、長年のねばり強いたたかいにより、国の上告を断念させる大きな前進を築いている。

戦争を許さず、平和と日本国憲法の理念を実現するこうした諸活動は、平和を願う多くの人々によって支えられている。私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、こうした取り組みに参加し貢献してきたことを誇りとし、今後もこれらの運動の前進に貢献するべく全力を尽くすことを宣言する。

平和を願う人々の存在とその運動は、日本国内にかぎらず、世界共通のものである。

今年4月5日、オバマ米大統領がプラハの演説で核兵器廃絶を世界に呼びかけたことは、核兵器のない平和な世界を求める全世界の人々の願いに応えるものであった。以降、世界

各国の政府内外で、また、各種の国際会議の場で、核軍縮と核廃絶に向けた積極的な発言が急速に広がっている。人類が、核兵器の廃絶に向かって前進する可能性と国際的機運は、かつてなく広がっている。

北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)によるミサイル発射実験と核実験、それに対する日本政府の軍事に偏重した対応、さらに、政府与党から「敵基地先制攻撃論」や「ミサイル防衛計画」の強化推進が声高に主張される事態は、日本と東アジアの平和を願う人々の願いに背くものである。

「軍事には軍事で」という発想は何の解決も生み出さない。アフガニスタン・イラクでの混乱と混迷の現実が示すのは、世界最強の軍事力と核兵器をもつアメリカですら、「戦争による平和」を何ら実現できなかった、という厳然たる事実である。

国連安保理決議が認めた北朝鮮への制裁にも軍事的措置(国連憲章第42条)は含まれていない。今必要なのは、6カ国協議などのすでにある外交的枠組みを最大限に活かし、北朝鮮をも核廃絶・核軍縮の国際世論に巻き込んでゆくことである。それは、平和憲法の精神に沿った解決ということにほかならない。

平和と核兵器廃絶を願う諸国民の声と運動にこそ、私たちの希望がある。私たちは、平和を求める国際的な連帯を強めるために力を尽くすことを宣言する。

3、いまあらためて平和憲法の実現を訴える

私たち青年法律家協会弁護士学者合同部会は、日本の再軍備が始まり、個人の自由が否定されようとしていた1954年、「平和」と「民主主義」を守ることを呼びかけて設立された。それ以来、平和憲法の改悪をめざす動きに一貫して反対し、多くの国民とともに平和憲法を守る活動を推し進めてきた。

私たちは、設立の趣旨に立ち返り、日本国憲法の先駆的な価値を確認し、その改悪に断固として反対する。日本とアジア、そして世界において平和憲法の掲げる理念を現実のもととするために、ともに手を携えて進むことを呼びかけるものである。

2009年6月28日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第40回定時総会